

教育は誰のものか

マンガで知る 橋下教育基本条例案



[集会案内] **教育基本条例は何をもたらすか** ～東京と大阪の教育現場から～

2月26日(日)1:30～ 阿倍野市民学習センターにて (地下鉄谷町線阿倍野駅下車すぐ)

ゲスト: 渡部謙一さん

(「東京の教育を考える校長・教頭(副校長)経験者の会」事務局、『東京の教育改革は何をもたらしたか』著者)

主催: 「日の丸・君が代による人権侵害」市民オンズスパークン <http://www003.upp.so-net.ne.jp/eduosk/>

リフ・イン・ピース☆9+25 <http://www.liveinpeace925.com/>

「教育とは2万%強制です」!?

教育とは

2万%強制だッ!!

①

人間は2万%も強制されると

あゝあ
〇〇したいなあ

やりたいことが
沢山あつて困るぜ

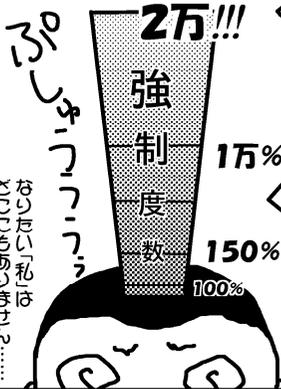
②

どうなつて
しまうのでしょうか?



③

私の決めた人間以外に
なつてはダメッ!!



おりたい「私は
ここにのみまけん……」

「人格の完成」どころか
人間が破壊されます

「教育は2万%強制」、教育への政治介入を正当化

「強制」とは何でしょうか。辞書を見れば「威力・権力で人の自由意志をおさえつけ、無理にさせること」とあります。しかし橋下は、「教育は2万%強制」と断言しています。文字通り、教育とは子どもの意思を押さえつけるものというのが、彼の教育観です。

子どもとは、親や大人の意のままにならないものです。教育基本法に言う「人格の完成」とは、意のままにできる人間に育てることではなく、自我をもった一人の人間に育て上げることです。

「2万%強制」の教育とは、もはや教育ではありません。

そして「2万%強制」は、もうひとつの意味も持っています。子どもの意思を「威力・権力でおさえつけ、無理にさせる」のは誰かということ。教育基本条例案の核心は橋下と大阪維新の会が、教育を掌握し、絶対的に支配することにあります。

条例案は前文で、教育への政治介入が厳しく禁じられてきたことに対して疑問を投げかけ、「教育行政への政治の関与」を主張します。その根拠は「民意の反映」です。

前文 政治が適切に教育行政における役割を果たし、民の力が確実に教育行政に及ばなければならない。

しかし実際の橋下の言動を見れば、「民意の反映」とかけ離れていることが分かります。

市長になってからも脱原発について積極的発言が目立つ橋下ですが、逆に脱原発住民投票については否定的見解を述べています。自分が人気取りのためにそれを行うのはいいが、住民が自分を乗り越えてそれを行うのは気に入らないのです。

自分と考えの合わない「民意」は、橋下にとっては「民意」ではないのです。「民意」とはなんら関係なく、橋下は、教育行政と、そして子どもの心までも、自分の意のままにしたいのです。

「2万%強制」は、子どもの人格の完成を目指す教育を否定し、国家や企業の道具としての「人材」を育て上げる訓練と洗脳を行うことなのです。

教育の目的は「人格の完成」でなく「グローバル人材」!?



教育の目標は橋下(知事・市長)が決め、

教育委員、校長、教職員は従う義務を負う

教育が果たす役割はこれまで、子どもたち一人ひとりの人格を尊重した豊かな人間形成とされてきました。しかし条例案ではグローバル社会で国や企業に役立つ人材を育成することとされています。

そしてこのような基本理念に沿って学校の教育の目標を知事や市長が決め、教育委員、校長、教職員がそれに合った目標を設定し、子どもたちを育てていくことが義務づけられます。従わない教育委員は罷免されます。

子どもたちの家庭環境もさまざままで、関心や将来の夢、なりた職業も多様です。子どもたちにあつた教育が必要なはずですが、「規格にあつた子ども」はほめられ、「規格外の子ども」は矯正されるか切り捨てられます。

これでは子どもたちのための学校ではなく、橋下のための学校になってしまいます。教育基本法では、知事や市長が教育目標を決め学校がそれに従うというような、政治による「不当な支配」を厳しく禁じています。にもかかわらず橋下と大阪維新の会は、この違法な条例案を押し通そうとしているのです。

グローバル社会は、1%の金持ちが富の大半を独占し99%の人を切り捨て、格差や貧困を生み出します。条例はこのような格差社会を肯定し、企業や国家のための役立つ「人材」をつくるために教育を利用しようとしているのです。

(大阪府条例案)

前文 グローバル社会に十分に対応できる人材育成を実現する教育

第6条2 知事は：府立学校が実現すべき目標を設定する。

第7条 府教育委員会は：目標を実現するため、具体的な教育内容を盛り込んだ指針を作成し、校長に提示する。

第8条 校長は：学校の具体的かつ定量的な目標を設定したうえ、当該目標の実現に向けて、幅広い裁量を持って学校運営を行う。

第9条 教員は：教育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の運営方針にも服さなければならない

第12条 府教育委員会の委員が：目標を実現する責務を果たさない

場合：罷免事由に該当するものとする。(大阪府条例案では13条)

D評価2回でクビ?! 民間企業でもあり得ない人事評価システム



2年連続のD評価をつけられると免職処分の対象に

条例案では教員を従わせるための厳しい評価基準が設けられています。教員は校長が立てた目標をどれだけ達成できるかが評価の基準となります。そして校長が立てた目標が、必ずしも子ども一人ひとりの必要に応じたものになるとは限りません。校長は校長で、目に見える成果を要求されるからです。

教員は一人ひとりの児童生徒の問題や悩みに心を寄せる余裕がなくなり、人事評価を高めるため進学やテスト競争に勝つために追い立てられ、自主行動を萎縮させられてしまいます。

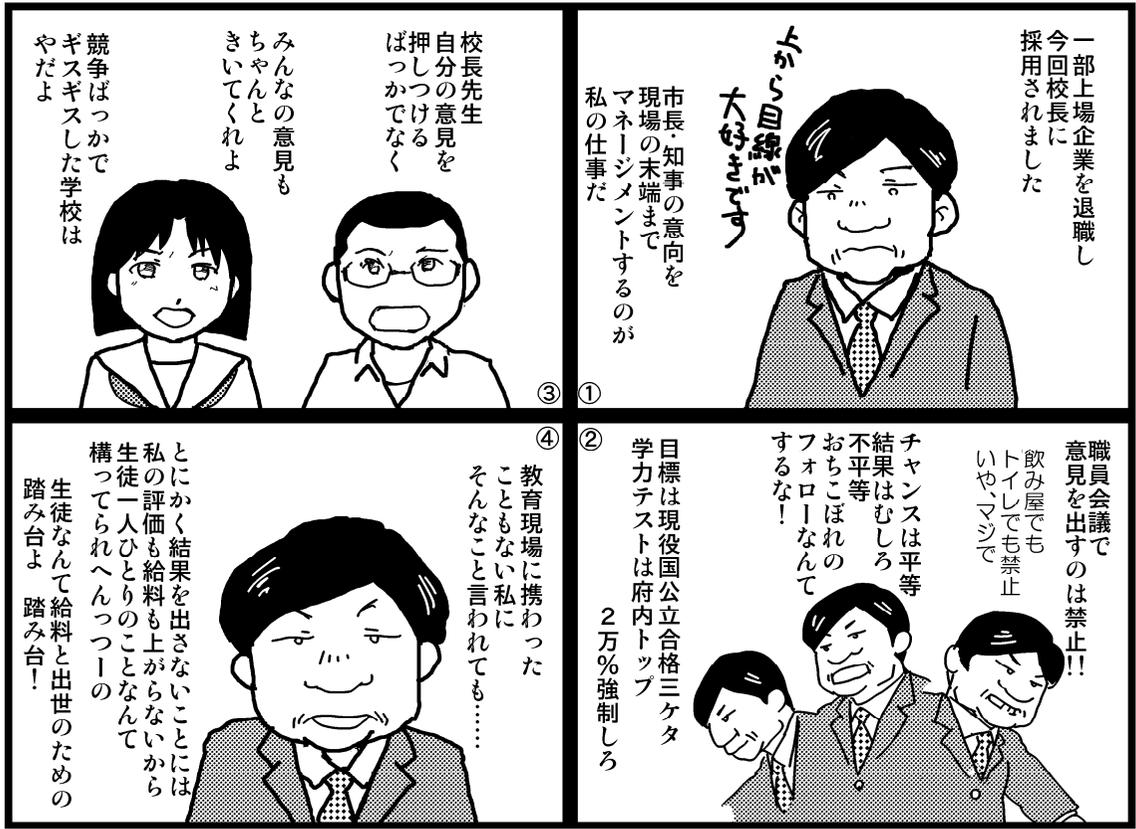
また相対評価によって教員間の競争が強いられます。授業や生活指導の悩みがあっても他の教員に相談できなくなり、教員間の分断・孤立につながります。評価をする校長にとっても全教員の授業や生活指導について詳細に評価することは困難で、評価基準や内容も校長によって異なり、恣意的で不公平な評価……つまり好き嫌いで評価されることになってしまいかねません。

(大阪府条例案)

第19条 校長は、授業、生活指導及び学校運営等への貢献を基準に、教員及び職員の人事評価を行う。人事評価はSを最上位とする五段階評価で行い、概ね次に掲げる分布となるよう評価を行わなければならない。

- (1) S 5%、(2) A 20%、(3) B 60%、(4) C 10%、(5) D 5%
- 2 教員の評価に当たっては…学校協議会による教員評価の結果も参照しなければならない。
- 3 府教育委員会は、第1項に定める校長による人事評価の結果を尊重しつつ、学校の格差にも配慮して、教員及び職員の人事評価を行う。人事評価はSを最上位とする五段階評価で行い、概ね第1項に掲げる分布となるよう評価を行わなければならない。
- 4 府教育委員会は、前項の人事評価の結果を教員及び職員の直近の給与及び任免に適切に反映しなければならない。
- 5 府教育委員会は、第3項の人事評価の結果を教員及び職員の直近の期末手当及び勤勉手当に適切に反映して、明確な差異が生じないように措置を講じなければならない。(大阪府条例案は第20条)

校長民間登用の恐ろしさ



校長は「マネジメント能力」を評価して民間から登用

校長は任期つきで民間から公募採用されます。採用基準は「マネジメント能力の高さ」です。この「マネジメント能力」というのは、知事・市長や教育委員会から降りてきた指示を確実に実行する能力であり、その通りに教職員を動かす能力です。教育に携わった経験もなく、ただ命令を着実に実行するために教職員を締め付けることに熱心な校長ばかりになるのではないのでしょうか。

つまり校長に求められる仕事は、教職者としてのそれではないのです。企業の論理を教育現場に持ち込み、子どもを個性ではなく商品として扱い、学校単位で競争に勝ち抜くことが求められているのです。

逆に、子どもたち一人ひとりに寄り添ってそれぞれの個性を生かした教育に、教員とともに取り組むような校長は、任期の終わりに低い評価をつけられて、やめざるを得なくなるでしょう。そのような校長は、「世界標準で競争力の高い人材を育てる」ため、子どもたちを競争漬けにする条例の目的には沿いません。

それに校長の兼職を認めることは、アルバイト感覚のいい加減な校長を生む恐れもあります。副業で塾経営をして、自分の学校の生徒を相手に商売をすとか、そういうのもアリなのでしょう。か？ おそらくは優秀な「経営者」「人事能力者」を採用したいあまりの条文なのでしょうが、校長・副校長の副業を容認するというのは、教育を真面目に考えていたら出てこない発想です。

(大阪府条例案)

第14条 府教育委員会は、校長及び副校長を任用するときは…任期を定めて行う。ただし、再任を妨げない。

2 府教育委員会は、前項の任用に当たり、年齢、職歴、教員としての在職期間等を問わず、マネジメント能力(組織を通じて運営方針を有効に実施させる能力)の高さを基準として、教員を含む意欲ある多様な人材を積極的に登用しなければならない。

第15条 府教育委員会は、設定された目標に照らして、校長の業績に基づき人事評価を行う。

第16条 校長及び副校長の兼職については、教育に支障が生じない範囲で柔軟に認めるよう、教育公務員特例法第17条第1項を弾力的に運用するものとする。
(大阪府条例案では第15条～17条)

学校選択制は教育と地域を破壊する

学校選択制の結果
学力テストの成績がいい学校や
部活のさかんな学校に人気集中

ジブンも
地元の中学
ちゃつねんなあ

しあめはいやん
勝ち馬には
乗っこんだら

経済的に貧しい地区や
差別の問題を抱える学校は
ひどい定員割れとなった

不人気校は崩壊直前……

なんか人生の勝ち負けって
子どもの時から
決まってるンやなあ

こたむらて
勉強しなさい……
ムリがな

つーか誰か
勝ち負けじゃない
人生って教えてくれよ!!!

人気校は生徒が
すし詰め状態

人生は競争だ!

次の学力テストでは
一位を狙うぞ!

できひん生徒は
いつそ転校してくれ!
先生の評価で給料が下がる

④ 子どもの登下校とか職業体験とか
地域がサポートしたもんだけど
今は学校に地域は必要ないねんなあ

とかいうてる間に
学校廃校になってまたがな

学区廃止と学校選択制導入・定員割れで統廃合

高校の学区がなくなり、子どもは数多ある府内全域の高校から
選択して受験する事になります。小中学校も近隣にあるいくつか
の学校から通いたい学校を選択することになります。学校別の学
力テスト結果はホームページで公開されるので、進学校と困難校
の序列がハッキリします。子どもも学校も厳しい競争にさらされ
ることになるのです。そして定員割れになれば廃校です。橋下は
3分の1の小中学校の統廃合指示し、「学校選択制で選別にさらし、
統廃合を促すしかない」と明言しました。

学校選択制が子どもと社会にどのような悪影響を与えるかは、
すでに明らかになっています。長崎のある中学校は「坂の上にあ
る」という理由だけであつという間に生徒数が激減し、クラブ活
動さえままならぬ状況になりました。いったん減り始めると新入
生はその学校に通いたいとは思いません。在校する子どもたちが
不幸です。前橋でも大規模校に人気が集申し、小規模校では学校
運営そのものが成り立たない状態になりました。品川では貧困地
区の子どもが流出し、高級住宅街の学校に生徒が溢れています。

大阪では貧困問題、差別問題が存在します。学校選択制はこれ
らの差別を助長することになるでしょう。

小中学校は地域社会との密接なつながりがありますが、地元の
子どもが通う学校でなければそれもなくなってしまおうでしょう。

(大阪府条例案)

第7条2 … 府内の小中学校における学力調査テストの結果について、
市町村別及び学校別の結果をホームページ等で公開するととも
に、府独自の学力テストを実施し、…公開しなければならない。

第43条 府立高等学校の通学区域は府内全域とする。

第44条2 … 三年度連続で入学定員を入学者数が下回るとともに、今後
も改善の見込みがないと判断する場合には、府教育委員会は当該
学校を他の学校と統廃合しなければならない。

(大阪市条例案)

第44条 教育委員会は、市立学校における通学区域については、学校と
地域社会の結びつきにも配慮しつつ、より柔軟な選択が可能とな
るよう、隣接区域選択制又はブロック選択制などの実現に努めな
ければならない。

「日の丸」・「君が代」の強制と独裁



「日の丸」「君が代」不起立3回で免職

卒業式で「君が代」を、起立して斉唱できないと聞いて「なんでもねん」思う人も多いでしょう。しかし保護者や子ども、教職員の中には侵略戦争のシンボルだった「日の丸」、天皇を賛美する「君が代」に強い疑義を感じたり、憲法の国民主権に反すると考える人もいます。特に大阪には在日コリアンなど外国にルーツを持つ人たちが多く、学校現場の「日の丸」「君が代」に違和感をもつ人がまだまだ多いです。

このように多様な考えのある中で、全ての子どもたちに「日の丸」の前で起立しなければならず、「君が代」は千代に八千代に（天皇の時代は永遠に）と歌わなければならないと教えることは、教員にとっては目の前の子どもに誠実であればあるほど苦痛なものです。

「日の丸」「君が代」の強制は、教員だけの問題ではありません。子どもたちが自分たちの卒業式や入学式をどうつくろうかと思いを出すことは、今では不可能です。「日の丸」「君が代」強制のために式次第や会場設営まで職務命令で決められており、教員も子どももそれに従わなければならないからです。

「日の丸」「君が代」の強制とは、橋下が教員を支配するだけでなく、子どもたちの自分で物事を考えたり判断する力を奪わせます。偉い人が「戦争に行け」と命令すれば人殺しをし、グローバル企業のために身を粉に働けと命令されれば過労死するまで働く、そういう従順な「人材」をつくるための効力が、「日の丸」「君が代」強制にはあるのです。

東京では石原都政の下で卒業式・入学式で国歌斉唱の時に不起立だった教職員が大勢処分され、裁判を闘っています。条例では、東京での処分を踏みこえて職務命令違反三回でクビにすることが定められています。知事・教育委員会の教育目標に疑問を持ち、一人ひとり子どもたちの「良心の自由」を大切にしようとする教職員を短期間に排除しようとしているのです。

（大阪府条例案／大阪市条例案）

第38条 …同一の職務命令違反に対する三回目の違反を行った教員等に対する標準的な分限処分は、免職とする。

橋下・大阪維新の会がすすめる 教育基本条例案に反対しましょう！

教育基本法はかつて「第二の憲法」と言われていました。戦争に負け、軍国主義社会だった日本社会に民主主義を根付かせるためには、教育がもっとも重要だったからです。この教育基本法の根幹精神が「不当な支配に服することなく」の文言です（現行法第10条）。過去、公教育で軍国主義を教えこみ、若者を戦争へと赴かせた反省がここには息づいています。「不当な支配」とは政治が教育を支配することを禁じる文言です。国や政治が子どもたちの心までも支配することを固く禁じているのです。

しかし橋下と維新の会による教育基本条例は、政治による教育の支配の必要を公言します。

条例の前文にはこうあります。

「教育の政治的中立性とは……『特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育』（教基法14条）などを行ってはならないとの趣旨であって、教員組織と教育行政に政治が関与できない、すなわち住民が一切の影響力を行使できない」ということではない」

この文言にはいくつもの嘘、ごまかしとスリカエの詐術が用いられています。教育の中立性を教育基本法10条ではなくあえて14条にすり替えて説明し、「教員組織と教育行政に政治が関与できない」と、あえて教職員組合と教育委員会を住民の敵として描いています。そして政治による教育の支配を「住民の影響力の行使」と言い換え、本質を誤魔化しています。橋下と大阪維新の会はこの詐術を間違えなく自覚しているでしょう。橋下徹は稀代の詐術師であり、きわめて自覚的なファシストです。

ヒトラーは権力を掌握したとき、憲法を変えることはしませんでした。当時最も民主的な憲法といわれたワイマール憲法の下、ある意味合法的に独裁権力を築いたのでした。

橋下と大阪維新の会による教育基本条例は、現行法と合致していないとよく批判されます。それはその通りです。しかし、弁護士出身の橋下がそんなことを気付いていないわけが

保護者がクラブ活動などに積極的な役割を果たすよう努力しないと条例違反！

そんなヒマどこにあんねん！

部活の時間は私は仕事してんねん

共働きやシングルマザーの子どもは学校に行く権利もないんか？！

ええよもう
ボクがクラブ
やめたら
ええんやから

学校もやめたらええんやろ

ありません。現行法と合致していなくても構わないと思っっているからこそ、この条例案を成立させようとしているのです。橋下にとって重要なのは、この条例案が合法かどうかではなく、政治闘争に勝ち抜けるか否かです。乱暴なやり方でも自分の権力が維持できるなら、それで全然構わないのです。

教育基本条例によって、教育基本法は最終的に破壊されます。ヒトラーが最高の民主主義憲法を背景に独裁を実現したように、橋下は「民の力」の美名の下に大阪の教育を破壊し、そして大阪の民主主義をも破壊しようとしているのです。

橋下と大阪維新の会による教育基本条例案の成立を、絶対に許してはなりません！

